

令和3年第3回臨時会

# むかわ町議会会議録

令和3年 8月3日 開会

令和3年 8月3日 閉会

むかわ町議会

## 令和3年第3回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

### 第 1 号 (8月3日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
閉議及び閉会	18
署名議員	19

むかわ町告示第47号

令和3年第3回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年7月29日

むかわ町長 竹中喜之

1 日 時 令和3年8月3日(火)午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室(3階)

3 付議事件

町長から提出あつた事件

議案

承認第5号 専決処分につき承認を求める件

(令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第2号))

議案第51号 工事請負契約の締結に関する件

議案第52号 工事請負契約の締結に関する件

議案第53号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案

議案第54号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第2号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千	吉	議員	2番	舞	良	喜	久	議員	
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀	美子	議員	6番	三	上	純	一	議員
7番	野	田	省	一	議員	8番	三	倉	英	規	議員
9番	星		正	臣	議員	10番	津	川		篤	議員
11番	北	村		修	議員	12番	中	島		勲	議員
13番	小	坂	利	政	議員						

不応招議員（なし）

## 令和3年第3回むかわ町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和3年8月3日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の大要説明

#### 町長提出事件

- 第 5 承認第 5 号 専決処分につき承認を求める件  
(令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）)
- 第 6 議案第 51 号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 7 議案第 52 号 工事請負契約の締結に関する件
- 第 8 議案第 53 号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 第 9 議案第 54 号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員（12名）

1番	東	千	吉	議員	2番	舞	良	喜	久	議員	
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員	
5番	大	松	紀	美子	議員	6番	三	上	純	一	議員
7番	野	田	省	一	議員	9番	星	正	臣	議員	
10番	津	川		篤	議員	11番	北	村	修	議員	
12番	中	島		勲	議員	13番	小	坂	利	政	議員

#### 欠席議員（1名）

8番 三倉英規議員

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
総務企画課長	成田忠則	総務企画課 主幹	柴田巨樹
総務企画課 主幹	菊池功	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課 主幹	小坂僚介	健康福祉課長	藤江伸
健康福祉課 事参	今井喜代子	健康福祉課 主幹	菅原光博
経済建設課長	吉田直司	経済建設課 事参	江後秀也
経済建設課 主幹	梅津晶	経済建設課 主幹	佐藤琢
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	佐々木義弘
教育振興室長	田口博	生涯学習課 主幹	松本洋
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会 事務局長	東和博
農業委員会 支局長	高木龍一郎	監査委員	数矢伸二

---

事務局職員出席者

事務局長 今井巧 主査 酒巻早苗

---

### ◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回むかわ町議会臨時会を開会します。

冒頭でありますと、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用とし、提案ほか発言等は自席とさせていただきます。

また、議場内の温度が高いため、上着の着用は自由とさせていただきます。

一般の方の傍聴はできませんので御了承願います。

また、質疑は議題外にわたることなく、会議時間短縮のため、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うようお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、星 正臣議員、10番、津川篤議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

---

## ◎諸般の報告

○議長（小坂利政君）　日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより115号のとおりですので、御了承願います。

---

## ◎町長行政報告及び提出事件の大要説明

○議長（小坂利政君）　日程第4、町長行政報告及び提出事件の大要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の大要説明の申出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

○町長（竹中喜之君）　皆様、おはようございます。

令和3年第3回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄、何かとお忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

提出事件の大要の説明の前に、行政報告といたしまして、新型コロナウイルス感染症における6月21日開催の第2回定例会以降の町の対応状況等について御報告を申し上げます。

まず、本町穂別地区高齢者施設で発生した新型コロナウイルス感染症クラスターの収束について御報告を申し上げます。

当該施設におきましては、発生した新型コロナウイルス感染症、入所者と職員51名が感染し、そのうち入所者7名の方が亡くなる大きなクラスターとなりましたが、6月18日に陽性と確認された方を最後に、7月9日をもって、苦小牧保健所の判断を受け収束したところでございます。

この間、感染リスクを抱えながらも入所者の感染症拡大阻止に取り組まれた施設の職員皆さん、感染者の治療に力を尽くされた診療所スタッフの方々、事態収束に向けて御指導、御助言をいただいた北海道苦小牧保健所の方々、そして、町内外から温かい御支援、御声援をいただいた皆さんに、改めて敬意と感謝を申し上げるものでございます。

なお、施設には収束後の7月15日に、直接私自身も伺いまして、入所者の皆さんに対するお見舞い、そして職員の方々への御労苦に対してのねぎらいの言葉を申し上げさせていただいたところでございます。今後につきましては、このあってはならない事態の把握というのをしっかりと図りながら、今後の感染拡大防止対策に活かしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、北海道における感染拡大に伴う本町の対応についてであります。

ここ数日、全国的に爆発的な拡大が続いております。国は7月30日に、北海道に対し、まん延防止等重点措置を8月2日から31日までの期間とし適用したところでございます。この適用を踏まえ、北海道は札幌市内を措置区域として、道民に対する要請内容を決定しています。本町におきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を8月1日に開催し、町内における公共施設等の一部の利用の制限を行うなど、より危機感を持っての感染拡大防止の措置を講じることを決定しているところでございます。また、町民の皆さんには、防災無線や情報端末等を活用し、引き続き注意喚起を行ってまいります。

次に、町内2事業所内におきまして、新型コロナウイルス感染症の罹患者が発生した件に關し御報告を申し上げます。

1事業所につきましては、7月28日に1名が発症したことから、関係者を特定し、7月29日にPCR検査を実施、翌30日に結果が判明し、対象者全員10名が陰性となったところであります。また、もう一事業所につきましては、7月29日に3名が罹患、保健所におきまして、接触のあった関係者11名を特定し、随時PCR検査、7月31日を実施したところ、8月1日に全員が陰性の結果となったことを確認したところでございます。

なお、この2事業所間における関係性はありませんが、共に濃厚接触者とされた方につきましては引き続き健康観察が必要とされていることから、保健所の指導の下、事業所と連携し、観察期間における情報収集の徹底に努めていきたいと考えているところでございます。

以上、申し上げ、第3回臨時会に当たりましての行政報告に代えさせていただきます。

さて、本臨時会で御審議いただきます事件につきましては、承認1件、議案4件であります。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）を令和3年6月22日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第51号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、田浦地区田浦6線排水路整備工事につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第52号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、旭岡1号橋橋梁補修工事につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第53号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第54号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明を申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長行政報告及び提出事件の大要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の大要説明を終わります。

---

#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、承認第5号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第5号 令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分報告につき承認を求める件につきまして御説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

承認第5号につきましては、令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）でございまして、令和3年6月開催のむかわ町議会第2回定例会において行政報告で申し上げました、令和3年6月4日の暴風雨により被災した穂別地区簡易水道稻里浄水場取水施設の復旧に向けた調査委託及び応急対応工事に係る所要の補正を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和3年6月22日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書の2ページ、併せまして、別に配付しております令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書1ページをお開き願います。

議案書、第2条でございます。簡易水道事業、資本的支出の予定額230万円の追加につきまして、説明書を用いて御説明します。

資本的支出、2款簡易水等事業資本的支出、1項建設改良費に、新たに災害復旧費の目を加え、大型布団籠の災害復旧に係る実施設計及び今後行われる災害査定に係る調査費用といったしまして170万円、大型土のうによる被災部の護岸の保護工事費用といったしまして60万円を追加するものでございます。

なお、今回の追加費用に係る財源は、一時全額内部留保資金を活用するのですが、今後

実施される災害査定により事業費が確定次第、国庫補助金及び災害復旧事業債に振替を予定するものでございます。

以上で承認第5号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第2号））を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、議案第51号 工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第51号 工事請負契約の締結に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

本件は、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付してございます議案説明資料の1ページ、議案第51号資料を併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、田浦地区田浦6線排水路整備工事でございます。7月28日執行の指名競争入札の結果、入札金額7,680万円、税込み金額8,448万円で、むかわ町福住三丁目192番地、相互建設株式会社代表取締役小松忠彦に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容につきましては、延長517メートルにおけるV型排水路の整備などを予定し、工期は令和4年3月10日までとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き7,802万円、税込み8,582万2,000円で、落札率は98.44%となりまして、7月29日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第51号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君）　日程第7、議案第52号　工事請負契約の締結に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池　功君）　議案第52号　工事請負契約の締結に関する件について御説明申し上げます。

議案書は5ページをお開き願います。

本件につきましても、議案第51号同様、むかわ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

別に配付しております議案説明資料の3ページ、議案第52号資料を併せてお開き願います。

工事の種類につきましては、旭岡1号橋橋梁補修工事でございます。7月28日執行の指名競争入札の結果、入札金額6,200万円、税込み金額6,820万円で、むかわ町穂別和泉137番地7、長尾工業株式会社代表取締役長尾輝行に落札決定となりましたことから、当該事業者と契約を交わそうとするものでございます。

工事の内容につきましては、延長280メートルにおける地覆・高欄工及び下部補修工などを予定し、工期は令和4年3月10日までとするものでございます。

予定価格につきましては、税抜き6,288万円、税込み6,916万8,000円で、落札率は98.6%となりまして、7月29日に仮契約を交わしているものでございます。

以上で議案第52号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君）　提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 工事請負契約の締結に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第53号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

小坂町民生活課主幹。

○町民生活課主幹（小坂僚介君） 議案第53号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

議案書7ページ、議案第53号をお開き願います。

この改正は、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第55条の規定により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードを発行する主体として明確化されるとともに、当該手数料の徴収事務について、地方公共団体情報システム機構から住所地市町村長に委託されることとなることに伴い、所要の改正を行うものであります。

説明の都合上、議案説明資料5ページ、議案第53号資料の新旧対照表をお開き願いたいと思います。

改正部分でございますが、別表中17の項を削り、18の項を17の項とし、19の項から31の項までを1項ずつ繰り上げるものでございます。

議案書の7ページの議案第53号へ戻っていただきたいと思います。

附則において、この条例は令和3年9月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。よろしく御審議、御決定くださいますようお

願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 むかわ町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第54号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第54号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本町における新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業は、令和2年度末から準備を進め、今年度に入り、5月中旬から行った65歳以上の方々の集団接種を終え、先月末から65歳未満の方々の接種を開始したところでございます。

本補正予算につきましては、この間の接種体制の中で、会場、日程、また、接種対策に係る国庫負担金の取扱いの変更に伴い、今後、本町で引き続き円滑に接種事業を進めるに当た

り必要な費用を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出の総額にそれぞれ1,480万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ91億4,087万7,000円とするものでございます。

なお、補正する款項及び補正額の金額は議案書10ページの第1表、歳入歳出予算補正となってございます。説明の都合上、別に配付しております令和3年度一般会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページ、歳出により、その財源の内容につきましては、3ページ歳入で併せて御説明申し上げます。

追加する予算は、4款衛生費、1項2目1041番感染症対策ワクチン接種事業でございまして、多くの町民の方々に接種していただくため、当初の日程を一部変更し、夜間や休日に実施する回数の増加等に伴い、不足が見込まれる当日従事する職員等の時間外勤務手当を450万円。接種会場における感染症予防対策に係る消耗品購入費用として50万円。本庁支所間のワクチン移動が配送事業者による移送が可能となったことに伴い、その配送料等に係る通信運搬費を8万円。これまでの65歳以上の方々の集団接種、今後の65歳未満の方々の予約状況から、町外で接種する方が当初の見込みより大幅に増加することが見込まれることから、接種後の支払い手続に要する手数料を130万円。国により決定した時間外及び休日における接種費用の上乗せ分といたしまして、鶴川地区及び町外接種分に係る委託料に660万円。穂別地区分を負担金として150万円。会場及び接種日程の変更、使用設備の追加などによる借上料を32万円。合計で1,480万円を追加するものでございます。

なお、追加する費用に係る財源は、3ページに記載のとおり、全て国庫支出金でございまして、接種に係る費用である委託料及び負担金を合わせた810万円は接種対策負担金として、他の670万円は接種体制確立事業補助金となるものでございます。

以上で議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第54号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊、事項別明細書の1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） ワクチン接種の予算、補正予算ということなので、関わって幾つか、関連してお伺いしたいというふうに思います。

1つは、先ほども行政報告の中で本町における新たな罹患者の報告がございました。こういうことが、ワクチン接種が終了するという期待とともに、その間にあっても様々な形で出てくるだろうというふうに思っています。そうした場合に、やはり事前にいろんな形でも社会的検査等々も併せてやっていかなければならないというふうに思っていますが、その辺のところでの考え方を伺っておきたいというのが1つです。

併せて、今、町民の方の中で心配事、ちょっとした不安が出ている状況に、8月2日から公共施設は、町の対策本部としていろんな対策をつくっているようですが、四季の館については除外するというような形の中があります。それはそれでよろしいかというふうに思っていますが、併せて、行政が絡んでの合宿等々の問題がございます。これらは道外のほうからも来られるということで不安もあります。こうしたところには、それはそれでよしとしなければなりませんが、やはりそれなりの検査体制をきちんとやって、町民の皆さんに安心を持ってもらうということが大事かというふうに思っていますので、そうしたことへの対応はどうなのか、お伺いをしておきたいというふうに思います。

最後にですが、これまでの中で言われていました優先接種等の推進状況について、お知らせをいただければありがたいと思っています。

○議長（小坂利政君） 今の質問の内容、今の補正と直接関係ありませんが、答弁者としてはその範囲で答弁をお願いいたします。

今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 私のほうからは、社会的検査の実施についてお答えさせていただきます。

社会的検査の実施ということでPCR検査のほうを、クラスターが発生した時点で、介護従事者と、それから保育関係の方と、それから学校教育関係の方につきまして実施をしております。2回実施をしておりまして、全て陰性という状況になっております。あと、学校のほうにつきましては、今のところ1回実施で、あと夏休み明けに向けまして、8月中旬頃に1度実施をする予定となっているところです。

それと、優先接種の状況というところでの質問がありましたけれども、優先接種という形で、医療従事者とそれからエッセンシャルワーカーというところでの実施のほうは、ほぼ今も終了はしているところで、あと余剰とかでも対応をしてきて、優先的にさせていただ

いておりました。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） 四季の館の関係でございますけれども、ホテル等につきましてはもう既に、ずっと事前に、従前からも予約が入っておりますので、その中で対応しているところであります。ただ、感染対策については従前以上に気を遣ってやっていくというホテル側での考え方でございます。

それと、合宿も入っているところでございますけれども、そちらについては、その事業所の中でPCR検査を事前にやって、安全を確認されて、こちらのほうに来道して、今、活動しているというふうに聞いております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ちょっと、行政報告の中のことに関連して伺いたいんですが、比較的大きな事業所の中で感染者が出たということだと受け止めているんですけども、濃厚接触者がいて、濃厚接触者の方は全て陰性だったということですけれども、濃厚接触者の場合は多分2週間の経過観察というのが必要だというふうに私は認識しているんですけども、家族の方々もいらっしゃると思うんですけども、それらの対応、花園に施設、療養施設つくって確保していますけれども、そういったところが活用しなければならないような状況なのか、その2週間の濃厚接触者の経過観察という点ではどのような状況に立っているかだけ伺います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

町内で発生しております新型コロナウイルス感染症の罹患者についてでございますけれども、事業者にあっては、現在、健康観察中の職員等の部分について観察をしていると。議員がおっしゃるとおり、罹患から2週間の健康観察が必要でございます。私どもとしては、必要があれば、濃厚接触者で自宅に戻られないという方がいらっしゃれば、療養施設、うちで用意しています療養施設の御利用をいただくようにお話をさせてございますけれども、今のところその心配はないという回答をいただいておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） 議題内の質問の範囲に御協力を願いいたします。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） ただ、ワクチンを接種して感染予防対策をするという点では、全て同じこと、同じ議題の中だというふうに私は認識していますので、お聞きしていますので、御了承いただきたいというふうに思います。

今、課長が、町が用意した施設を活用する状況ではないとおっしゃっていましたけれども、結構な数の濃厚接触者の方ですよね。その事業所がそのまま、例えば事業継続して、陰性だからといって、明日もしかしたら陽性になるかもしれないという状況ですよね。それをそのまま事業所として継続して運営しているとしたら、それは本当に感染を広げていくということになります、なるというふうに私は思うんです。ですから、その辺のところはどこまで町が介入できるか分かりませんけれども、やはり十分な対策ということが必要になってくるというふうに思うんですよ。

今のデルタ株というのは1人の感染者が8人から9人に感染するというぐらい強力だと言われていますから、その辺が町としてどこまで調べて、関わっていけるかは分かりませんけれども、そのまま事業所が継続して運営されているとしたら、ちょっと心配という感じは私はするんですよ。その辺はどうなっていますか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） お答えしたいと思います。

具体的な事業所は申し上げられないということで、まず御理解をいただければというふうに思います。

基本的には、保健所が健康観察中における管理というものを掌握しておりますし、毎日連絡を取り合っているというところでございます。

なお、罹患者にあっては、療養施設に入つてございますので、その点については心配ないかなというふうに思います。濃厚接触者については、ほかの方々と接触しないように、これも指導を受けておりますので、2次的な広がりといったものは今のところ心配ないというところでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

次に、議案書つづり9ページ及び10ページの予算総則、第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第2号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第3回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前10時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

署名議員

署名議員